

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和 5 年 3 月 31 日

香美市監査委員 岩 崎 昭 雄

香美市監査委員 横 谷 勝 正

香美市監査委員 比与森 光俊

記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査

第 2 監査の対象

令和 3 年度に市が補助金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものの執行状況について、次の団体を監査の対象とした。

指定管理者：合同会社 和田屋

施設の名称：香美市バイクライダー交流宿泊施設「ライダーズイン奥物部」

所管課：物部支所

対象期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

第 3 監査の実施場所・日程

香美市物部支所、ライダーズイン奥物部・令和 5 年 1 月 26 日

第 4 監査の方法及び着眼点

監査に当たっては、香美市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合によって監査した。

また、現地に出向き、指定管理者及び関係職員から説明を受け、質疑を行った。

第 5 監査の結果

監査した結果、ライダーズイン奥物部に関する出納その他の事務及び事業の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向けて万全を期されたい。

なお、軽微な事項については、監査の過程でその都度、口頭で指導した。

監査の内容及び監査の意見（改善事項）については、次のとおりである。

財政援助団体（公の施設の指定管理者）

1 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 合同会社 和田屋
- (2) 施設の名称 香美市バイクライダー交流宿泊施設「ライダーズイン奥物部」
- (3) 基本協定年月日 平成31年4月1日
基本協定期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日
年度協定年月日 令和3年4月1日
- (4) 指定管理料 3,192,000円
- (5) 所管課 物部支所

2 施設の概要

- (1) 所在地 香美市物部町仙頭 3322 番地
- (2) 設置年月日 平成9年3月18日
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造 地上平屋建
- (4) 延床面積 589.26 m²
- (5) 敷地面積 1,992 m²（県有地）

3 施設の設置目的及び業務内容

(1) 設置目的

住民参加による新しい交流や文化の創造並びに地域の活性化を促進することを目的に、本市を訪れるバイクライダー等の宿泊や情報交換等のニーズに対応できる施設として設置する。

(2) 業務内容

- ①設置目的を達するための業務
- ②管理物件等の維持管理に関する業務
- ③情報管理
- ④年間事業計画及び報告書の提出
- ⑤管理物件の使用の許可、許可の取り消し及び中止に関すること
- ⑥利用料の設定、徴収、減免、還付
- ⑦その他香美市が必要と認める業務

4 施設の利用状況

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
使用日数（日）	139	105	113
使用室数（室）	340	208	286
宿泊者数（人）	482	294	462

5 指定管理に係る収支状況

(単位：円)

	項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
収入の部	指定管理料	3,192,000	3,192,000	3,192,000
	利用料	1,516,800	899,000	1,369,470
	自主事業収益	5,500	27,000	0
	物品販売	304,390	271,000	273,460
	収入合計 (A)	5,018,690	4,389,000	4,834,930
支出の部	人件費	1,890,000	1,769,000	1,609,586
	法定福利費	289,056	163,000	240,711
	福利厚生費	11,097	44,000	0
	外注費	0	0	53,138
	旅費交通費	29,120	116,000	22,040
	通信費	146,813	126,000	291,292
	交際費	99,933	189,000	161,229
	会議費	25,789	39,000	0
	業務災害補償保険他	125,220	67,000	74,450
	清掃委託・修繕	469,448	465,000	590,302
	水道光熱費	612,123	436,000	266,247
	車両費	494,504	316,000	297,745
	消耗品費	358,527	612,000	314,295
	宣伝広告費	0	43,000	297,000
	租税公課	48,310	152,000	49,700
	雑費	256,682	188,000	62,856
	自主事業	5,500	0	0
	物品販売	448,958	422,000	250,622
	支出合計 (B)	5,311,080	5,147,000	4,581,213
収支 (A) - (B)		△292,390	△758,000	253,717

6 監査の意見 (改善事項)

(1) 物部支所

ア 備品については、事業報告書と基本協定書に添付された内容に相違があったため、事業報告の際には必ず現地で確認を行い、台帳を整理すること。

イ 管理日誌等の様式については、「基本協定書 第28条 (業務報告)」と「仕様書 7の年間事業計画書及び報告書の提出」との整合性を図ること。また、基本協定書第29

条（香美市による業務実施状況の確認）に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況、施設の管理状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等を把握し、指定管理者に適切な助言等が行えるようにすること。

ウ 基本協定書第 35 条（利益還元額）については、指定管理者の経営努力の動機付けを失う懸念があることから、設定内容に問題がないか確認すること。

(2) 物部支所、指定管理者

ア 年度事業計画については、指定管理者及び所管課で十分な協議を行うこと。特に設置目的に関する事業は、円滑に進めるため情報共有を行うこと。